平成２２年（フ）第１５１３号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１港島住宅70号棟909号
債務者　岩崎技工所こと　岩崎　厚夫
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上入佐輝史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３０４０号
神奈川県藤沢市辻堂１丁目９番15号
債務者　平　　和明
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１１３号
横浜市瀬谷区宮沢３丁目30番地６　ハイツ高橋102号
債務者　田口　道子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１３１号
横浜市港北区仲手原１丁目３番８号　ポートヴィラ101号室
債務者　佐藤　裕美
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２３１号
横浜市瀬谷区阿久和西４丁目21番地１　雇用促進事業団宿舎４棟304号
債務者　遠井はるみ
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３０５号
横浜市南区平楽22―19、住民票上の住所横浜市瀬谷区瀬谷２丁目43番地の20
債務者　浅野　　奨
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３１４号
横浜市戸塚区俣野町1403番地　ドリームハイツ20棟308号
債務者　込山由美子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８９号
相模原市緑区小原835番地１
債務者　神田　　斉
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６３１号
相模原市南区相模台２―13―５　ヴィラロゴス202、住民票上の住所相模原市南区相模大野８丁目６番14―601号
債務者　上野　寿治
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６４９号
相模原市中央区田名3221番地９　アーバンハイム201
債務者　竹林　正幸
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６５８号
相模原市緑区城山２丁目２番32号　ニューグランドヒルズ壱番館403
債務者　深田　敬子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６６５号
神奈川県座間市相模が丘２丁目24番９号　サンファン望月303号
債務者　藤波　美子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６６９号
相模原市南区旭町13番５号
債務者　根本三智子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第７２号
大分県日田市大字石井704番地
破産者　櫻木　和美
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第１８８７号
大阪市中央区玉造２丁目28番16号グランドムール清水谷603号、開始決定時の住所大阪市浪速区元町３丁目２番４号
破産者　波戸　明次
1　破産債権の届出期間　平成23年１月20日まで
2　一般調査期日　平成23年３月17日午後３時30分
平成22年11月26日
大阪地方裁判所第６民事部